

■新年のご挨拶



新年明けましておめでとうございます。

2013年に立ち上げた「消費者市民ネットとうほく」(略称「ネットとうほく」)は、2017年4月25日、適格消費者団体の認定を受け、もうすぐ2年を迎えようとしております。ひとえに皆様のご支援、ご協力のお陰と心より感謝申し上げます。

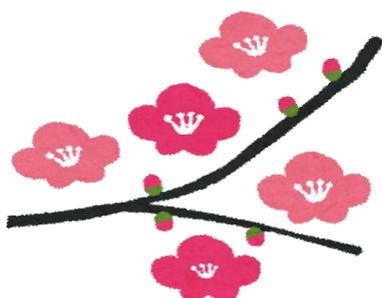
お陰様で、「ネットとうほく」の活動も軌道に乗り始め、会員一同、消費者市民社会の実現に向けて、以下のとおり活発な取組みを続けています。

検討委員会では、皆様からの情報提供を受け、不当な勧誘行為や不当な契約条項の使用をする事業者に対し、申入れや照会を行ったり、場合によっては、差止め請求権を行使するなどの活動を行っています。最近では、問題ではないかという情報提供が毎月コンスタントに提供され始めておりますし、検討委員会が取り組む案件も常時十数件に上っています。事業者の方も、当ネットからの申入れ等について、真摯に検討を行い、同ネットからの指摘に応じ、不当条項の改善等を行うケースも多くなってきております。唯一、当ネットからの申入れに応じていただけなかった「消火器」会社の事案については、やむなく、本年6月、仙台地裁に対し、不当勧誘の禁止等を求める差止訴訟を提起しました。

また、今年も「消費者被害事例ラボ」を開催しています。新進気鋭の東北県内の若手学者と弁護士、相談員らが、その時々の消費者問題をテーマにして研究を深める活動をしています。昨年と同ラボの研究成果は民事法研究会から「先端消費者法問題研究」と題する書籍にして全国で販売したところ、多くの方々から高い評価をいただきました。

その他、当ネット主催の講演会開催、青葉区民まつりなどへの参加、仙台市消費生活特別相談業務の履行等、幅広い活動を展開しております。

今年もまた皆様とともに消費者市民社会の実現に向けて前進していく年でありたいと念じております。皆様からも多大なるご支援とご協力をお願いさせて戴き、年頭のご挨拶に替えさせて戴きます。今年もどうぞ宜しくお願い致します。



2019年元旦

特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく
理事長・弁護士 吉岡和弘

■株式会社防災センターに対する第2回期日報告

株式会社防災センターに対する不当条項使用等差止請求事件の裁判の第2回目が、12月11日(火)、仙台地方裁判所308号法廷で開催されました。

相手方事業者が出廷できなかったため、審理が延期となりました。

次回期日は、1月22日(火)午前10時から同法廷にて開かれます。

■2018年度第4回「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」(消ラボ)を開催しました

11月12日(月)18:30から、仙台弁護士会館において、2018年度第4回目となる消ラボを開催し、29名が参加しました。今回は、ネットとうほく検討委員の小笠原奈菜山形大学准教授が「仮想通貨と消費者取引」というテーマで講義を行いました。

まず、仮想通貨の種類や仕組みについて説明があり、その中で仮想通貨に共通する特徴であるブロックチェーン技術に関して詳しくお話がありました。ブロックチェーン技術は、ブロックという取引記録等のデータが更新されるにあたって新たに生成され、鎖のように連結していくことでデータを保管する技術であり、改ざんされにくく、安価迅速に決済ができるメリットや、マイニング(取引データを解析し、ブロックチェーンを作成する作業)に費用がかかること、参加者が多いと取引の承認に時間がかかる等のデメリットなどがあることが紹介されました。



講師 小笠原奈菜准教授

次に、資金決済法や犯罪収益移転防止法などの仮想通貨に関する公法的規制についての報告があり、それぞれ、仮想通貨交換業者に対する規制、マネーロンダリング・テロ資金対策に関して規定されている旨の説明があったほか、現在行われている金融庁の仮想通貨交換業等に関する研究会の議論状況についても報告がありました。

その後、仮想通貨の法的性質を含め、消費者と仮想通貨交換業者との法律関係について検討がありました。消費者が仮想通貨を購入する契約や仮想通貨を預ける契約はどのような契約類型として評価すべきか、仮想通貨が無権限者に盗難された場合にどのような法律構成でどのような主張をすることができるのか等についての検討があり、会場参加者からも質問が寄せられて、掘り下げた議論がされました。

続いて、ネットとうほく検討委員の高橋大輔弁護士から、仮想通貨に関する消費者被害の状況報告と被害類型毎の対応、適格消費者団体としての取り組みの可能性について報告がありました。



次回の消ラボは、2019年1月21日(月)18:30から仙台弁護士会館において、「高齢者賃貸契約における身元保証問題」をテーマに開催します。講師は、岩手県立大学の窪幸治准教授です。

■【共催】青葉区民まつりに出展しました

11月3日（祝）第30回青葉区民まつりに、昨年に引き続き仙台市消費生活センターとの共催で参加しました。今年は、消費者トラブルや特殊詐欺被害の防止、仙台市消費生活センターの業務、適格消費者団体の役割、消費者団体訴訟制度を広くPRすることを目的としました。

当日はお天気にも恵まれて多くの方にブースに立ち寄っていただきました。ブースでは、パネル展示の他、啓発用ポケットティッシュやチラシを配布したり、各種商法への注意喚起等のDVD上映を行ったりしました。同時にアンケートも実施し、300名超の方に回答をいただきました。ネットとうほくの名前を聞いたことがある、活動内容を知っていると回答した方が昨年より微増しましたが、まだまだ認知度は低いので、今後もネットとうほくの活動を知ってもらえるような機会を増やしていきたいと思います。



出展ブース



■消費生活展に出展しました

宮城県・宮城県金融広報委員会が主催する「平成30年度消費生活展」が、12月18日（火）～21日（金）まで東北電力グリーンプラザ1階アクアホールで開催され、期間中、943名の来場がありました。今回のテーマは、「広めよう！消費生活とお金の知恵～自立する力を高めるために～」。ネットとうほくも例年通り、パネルとリーフレットを出展しました。

パネル展示では、新成人のためのパネルが目を引きました。その他、消費生活講座やクイズラリー、出張消費生活相談等も行われていました。ネットとうほくのパネルは、クイズの隣に展示されていたので、例年より多くの来場者の目に留まったのではないかと思います。



新成人のためのパネル



ネットとうほくのパネル

■大学院生の研究に協力しました

東北大学公共政策大学院生から、「ネットとうほくは地域の消費者運動の担い手として活動を続けていることから、団体の活動内容や、行政との連携についてヒアリング調査に協力してもらえないか」との依頼がありました。この学生が所属する研究科では、個人が関心のある政策課題について研究し、関連省庁や民間の機関に対して政策を提言することを目標としているそうです。

ネットとうほくでは、その主旨や理念に賛同し、11月19日（月）、ヒアリング調査に協力しました。これまで、大学に講師を派遣することはありましたが、こういった形での協力は初めてでした。

若い世代の方にも活動に関心を持ってもらい、また参加してもらうためにも、今後も協力をしていきたいと思います。

■講演会開催のお知らせ

2019年3月9日（土）10：30から、ネットとうほく2018年度第3回講演会を開催します。

今回は、

昔と違う！！「最近の賃貸借トラブル」

～知らなかった。知って良かった！～

と題して、（一社）全国賃貸不動産管理業協会会長、（公社）宮城県宅地建物取引業協会会長である佐々木正勝氏にご講演いただきます。



日時：2019年3月9日（土）10：30～12：30（受付10：00～）

場所：仙台弁護士会館4階ホール（仙台市青葉区一番町2-9-18）

講師：佐々木 正勝 氏（一社）全国賃貸不動産管理業協会会長
（公社）宮城県宅地建物取引業協会会長

※詳細は同封のチラシ、HPをご覧ください。

皆さまのご参加をお待ちしております。

☆リレーエッセイはお休みします。次号をお楽しみに！

【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

NPO 法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp